

北九州市農業委員会
第8回東部部会会議（令和5年度3月部会会議）議事録

1 日 時 令和6年3月8日（金）午前10時00分～10時33分

2 場 所 小倉南生涯学習センター3階 視聴覚室

3 出席委員及び欠席委員

・出席委員 25名

農業委員 9名

川 江 秀 孝	藤 堂 孝 雄	各 務 浩	中 谷 陽 子
柳 野 保 博	中 村 治 雄	澤 水 理 佳	稲 光 進
八木田 経 二			

農地利用最適化推進委員 16名

矢 野 孔 清	中 村 眞 一	平 尾 長 正	松 根 豊 春
吉 村 晃 一	村 田 堯	村 田 紘	酒 井 一 生
古 田 仁 重	清 水 正 人	木 村 博 美	大 下 治 三
黒 崎 隆 博	河 内 一 弥	山 本 勇 次	小 田 征 二

・欠席委員 5名

古 田 俊 策	増 田 強	坂 井 準 二	有 松 政 則
平 林 秀 美			

4 事務局出席者

江 島 事務局長	篠 田 次長	田 上 係長	飛 松 主査
----------	--------	--------	--------

5 議 事

(1) 農地関係

【報 告】

報告第44号	使用貸借権の解約について	1件
報告第45号	非農地証明願について	1件
報告第46号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第47号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	3件

【議 案】

議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第24号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第25号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について	1件
議案第26号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について	1件

6 傍聴人 なし

事務局

ただ今より、令和5年度 第8回東部部会会議を開催します。本日の出席委員は30名中、25名ですので、この会が成立していることをご報告いたします。携帯電話はマナーモードに切り替えをお願いいたします。

それでは、議事の進行につきましては、部会長をお願いいたします。

部会長

ただ今より、令和5年度第8回東部部会会議を開会します。会議の効率的な運営の観点から報告事項は簡略化し、事務局の読み上げは省略いたします。

議案書は事前に皆さまのお手元に送付され、内容をご覧いただいていることと思いますので、報告事項につきましては、ご承認願います。

それでは、議案の審議に入ります。報告事項と同様に、事務局による個別内容の説明は省略します。

議案書の5ページをお開きください。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」、小倉南区徳吉南地区担当の私、中村から報告します。

申請地は、譲渡人から譲受人へ贈与するもので、徳吉南において、水稻栽培を行う計画です。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。以上、ご報告いたします。

ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はありませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第23号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。議案第24号、「農地法第5条の規定による許可申請について」、審議を行います。

今月担当の第2東部調査委員会、稲光調査長から報告をお願いします。

稲光調査長

議案第24号各項について、第2東部調査委員会での事前審査結果をご報告いたします。

まず、第1項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。建設事業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われま。

続いて、第2項について、申請地は、2筆で構成されており、うち1筆は、上下水道が埋設されている沿道の区域で、おおむね500m以内に曾根小学校と曾根東小学校の2つの教育施設があることから第3種農地、もう1筆は、第1種及び第3種農地の要件に該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地となります。

建設事業者が、無蓋資材置場及び無蓋駐車場として、農地を転用するものです。

隣接農地所有者及び地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。

続いて、第3項について、申請地は、第1種及び第3種農地の要件に該当しておらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である第2種農地です。建設事業者が、無蓋資材置場として、農地を転用するものです。隣接農地はなく、地元水利権者の承認を得ており、被害防除計画も十分であるため、特に問題ないと思われます。以上、ご報告いたします。

部会長 　　ただ今の報告等に関して、何かご異議、ご質問等はございませんか。

黒崎委員 　　第3項について第3種農地になっていますが、おおむね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が有する区域内の農地、こういう条件が fulfillment したら第3種農地に該当するんですかね。第2種農地ではないんですかね。

部会長 　　事務局、説明をお願いします。

事務局 　　申請地には第2種農地と第3種農地がありますが、第3種としている農地につきましては、教育施設等の要件が揃っておりますので、第2種ではなく、第3種という取り扱いになります。

黒崎委員 　　必ず500m以内にこの2つの機関、医療機関とか公共施設、この条件が満たされないと、第3種農地と言えないのですか。

事務局 　　第3種農地と判断する要件の1つということです。この要件のみが第3種の要件ではありません。

部会長 　　他に何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第24号につきましては、許可相当と決定いたします。

続きまして、議案書の10ページをお開きください。議案第25号「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による決定について」続きまして、議案書の12ページの議案第26号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による承認について」は、中間管理機構を通じた一連の貸し借りです。何かご異議、ご質問等はございませんか。

各務委員 　　11ページの農地中間管理機構が貸し手から借りているという形で、この農地中間管理機構は現実問題、横代の土地をどのように貸しているとか、どなたがしていると

かいうのは、自分たちは全然わからないということですか。

部会長 13 ページに、中間管理機構を通して借り手が借りると記載があります。

事務局 中間管理機構を通して、2段階の手続きで借りることになります。

各務委員 私が見落としているということですね。失礼しました。

部会長 今後は、全部これになってくるということですかね、利用権の設定の関係については。

事務局 そういう方向性は示されておりますが、まだ確定的な発表はございません。

各務委員 中間管理機構の内容に関して、貸し手と借り手がいて、農地中間管理機構が借りるとなった土地を、借りてくれる人がいないという状況になった場合の対応について、農業新聞に宮崎県の例が書いてありました。その地域の農業を担う人間が結構苦勞しているということでした。

前回、まだ確実に福岡県としては決まっていませんというふうに言われたのは、記憶しています。

中村部会長 借り手を見つけて来ないと、貸し手だけでは絶対受けてくれないと。

各務委員 宮崎県の例では、遊休農地を農業委員とか地域の担い手が管理しているということでした。福岡県の方はそれがいいからいいんですけどね。ああいう形で大きく報道されたら、借り手がいないのに借りてくれとなるのではないかと、という不安です。

稲光副部会長 農協が間に入ってくる。作ってくれる人がいない。農協か絆ファームだけ。

事務局 現状については、各委員さんが一番情報持ってらっしゃると思いますが、新聞では、うまくいった事例が大きく取り上げられる場合が多いです。

例外的にうまくいった市町村や農業委員会が頑張ってますという事例が紹介されます。中間管理機構は、受け手、借り手を用意してきてくださいというような体制です。上手くいった場合はこんな例があるよというふうに受けとめていただければと思います。

部会長 他に何かご異議、ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 25 号及び議案第 26 号は、原案どおり決定いたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員は、20 番村田堯委員と 21 番村田紘委員です。よろしく申し上げます。

そのほかで何かございませんか。なければ事務局から連絡事項をお願いいたします。

(事務局から 2 件連絡事項)

部会長

それでは以上をもちまして、令和 5 年度第 8 回東部部会会議を閉会します。お疲れ様でした。